

原子力発電所の再稼動と料金改定について

平成27年 2月25日
関西電力株式会社

再稼動と料金改定について

【再稼動時の料金値下げについて】

- 高浜発電所 3、4 号機の再稼動が料金の前提より早まった場合や、高浜発電所 3、4 号機は前提通りの再稼動であっても、大飯発電所 3、4 号機の再稼動が 27 年度中となった場合など、前提より早期の再稼動が実現し、燃料費等が削減できる場合には、料金値下げを行いたいと考えております。
- 再稼動後の具体的な値下げ時期等については、北海道電力の再値上げ時に示された認可条件を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

【不稼動時の再々値上げについて】

- 今回の値上げにあたっては、高浜発電所 3、4 号機について平成 27 年 11 月から再稼動する前提としています。仮に前提よりも再稼動が遅れた場合、平成 27 年度については、厳しい収支状況になることが予想されますが、費用の繰延べなど一過性の収支改善措置を講じることで、何とか料金を維持したいと考えております。
- しかしながら、長期に不稼動となる場合、最大限の効率化努力を講じても、企業としての存続が危ぶまれる事態になることも考えられ、その際には総合的な判断が必要と考えております。

7. 値下げの条件

（1）基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。

今回の北海道電力の値上げ申請は、泊原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、泊原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。

値下げの具体的な内容については、以下の通り考えるべきである。

（2）再稼働時期（※）と値下げ時期との関係

① 原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合

今回の北海道電力の申請においては、泊原子力発電所の3号機が平成27年11月、1号機が平成28年1月、2号機が平成28年3月に再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている。このように、泊原子力発電所が1基ずつ再稼働することが前提とされている以上、原則として、

（i）各号機が1基でも想定よりも早く再稼働する場合においては、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。

（ii）仮に1基のみ想定より早く再稼働するが、残りの2基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。

（iii）上記（i）・（ii）において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

なお、速やかな値下げを行う必要性と、値下げ率の計算や事務手続、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップ等を考慮し、原価算定期間内に値下げを行う場合には、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。（ただし、翌々月の到来が原価算定期間終了をまたぐ場合においては、原価算定期間終了時点とする。）

② 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合

今回の値上げは、原価算定期間において各号機がすべて想定通りに再稼働することを前提としているため、1～3号機がすべて想定よりも遅れて再稼働する場合は、原価算定期間内の値下げは求められないのが原則である。

他方、原価算定期間内に、想定より遅れても1基でも再稼働していれば、原価算定期間後はそれを前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。

③ 原価算定期間後に再稼働する場合

原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。その際、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

※原則として営業運転開始時

（３）値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。

したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。仮に3基とも想定通りの時期に再稼働すれば、原価算定期間終了後直ちに、少なくとも今回申請前の水準まで値下げが行われることを基本とする。

なお、中長期的に考えれば、北海道電力においては、少なくとも昨年（平成25年）改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

（４）電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。